西原村ふるさと納税中間業務委託公募型プロポーザル実施要領

１．目的

本業務は、西原村（以下「村」という。）のふるさと納税制度において、寄付金の受付から返礼品の管理、配送管理、プロモーション、寄付者対応までの一連の業務を一括して民間事業者に委託することで、寄付額の増大、事務の効率化、及び村の魅力発信による地域経済の活性化を図ることを目的とする。なお、本業務の遂行には、高度な専門技術力や豊富な事務経験等を必要とすることから、委託業者については、公募型プロポーザル方式に基づき募集及び選定を行うものとする。

２．業務概要

（１）業務名：西原村ふるさと納税中間業務委託

（２）業務内容：別添「業務委託仕様書」のとおり

＊ ポータルサイトの管理・運営・拡充に関する業務
＊ 返礼品（地場産品）の開拓及び登録・管理業務
＊ 寄付受付及び決済管理業務
＊ 寄付者対応（カスタマーサポート）業務
＊ 返礼品の受発注及び配送管理業務
＊ 寄付金受領証明書及びワンストップ特例申請書類の発送支援業務
＊ プロモーション業務
＊ 返礼品提供事業者への指導・支援業務
＊ その他本業務に付随する業務

（３）委託期間：令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

※準備期間については別途定める。

※西原村令和９年度当初予算が西原村議会において議決されない場合は、契約を締結しないこととする。

（４）委託料の上限：見積額の上限は寄付金額の６．０％（消費税及び地方消費税を含む）

≪参考≫

	寄付件数	寄付額
令和６年度	２６，６７２件	５３１，５９４，０２８円
令和７年度	１５，５２０件	３３８，８１５，０００円

※西原村全体での受け入れ寄付件数と寄附額

３．参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。

（３）企画提案書の提出期限において、村から指名停止の措置を受けていないこと。

（４）国税及び都道府県税、地方税等において未納がないこと。

（５）破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

（６）本業務の円滑な遂行に支障を及ぼす恐れがあるとして、国又は地方自治体との間で、現に係争中（訴訟、調停等）でないこと、かつ過去３年以内にこれらの者から契約解除や損害賠償請求を受けた事実がないこと。

（７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有しない者。

（８）個人情報保護のために必要な措置（プライバシーマーク（一般社団法人日本情報経済社会推進協会が認定するもの）等の認証取得又は事業所内での情報セキュリティポリシーの策定等）を講じていること。

（９）過去３年以内（令和５年４月から令和８年３月まで）に、人口規模が同程度の自治体においてふるさと納税中間業務の受託実績があり、かつ、単年度寄付金額 10 億円以上の実績を３自治体以上有していること。公示時点で熊本県内に営業所もしくは、本・支店を有するものであること。

（１０）商品企画・開発を行い、かつ自社内で返礼品の開発及び製造機能を有していること。

（１１）返礼品提供事業者として参画が可能であること。

（１２）業務の遂行にあたり、村と円滑な連絡・調整ができる体制を有すること。

（１３）株式会社 Workthy が提供する寄附管理システム「ふるさと納税 do」を運用した実績を有したものであること。

４．実施スケジュール（予定）

実施内容	日時
実施要項等の公表	令和８年１１月２日（月）
質問受付	令和８年１１月２日（月）～１１月９日（月）１７時迄
質問書への回答	令和８年１１月１２日（木）
参加申込書の提出期限	令和８年１１月２７日（金）１７時迄
第一次審査(参加資格審査結果通知)	令和８年１２月１日（火）
第二次審査(プレゼンテーション)	令和８年１２月１４日（月）
審査結果の通知・公表	令和８年１２月中旬
契約締結	令和８年１２月下旬
運用開始	令和９年４月１日（木）

５．質問の受付及び回答

（１）提出書類：質問書（様式第６号）

※口頭による質問は受け付けない。

※質問がない場合は、提出不要。

（２）提出方法：電子メール

（３）提出先：nishi-sougou@vill.nishihara.kumamoto.jp

メールタイトル 「ふるさと納税中間業務に関する質問」

提出時には別途、電話によりメールの受信確認を行うこと。

（４）提出期限：令和８年１１月９日（月）１７時必着

（５）回答方法：村ホームページにて随時公表する。ただし、質問内容が質問者固有の提案内容に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

６．提出書類

参加希望者は、以下の書類を期限までに提出すること。

（１）提出書類：各１部（④企画提案書のみ７部提出すること）

① 参加申込書（様式第１号）

② 誓約書（様式第２号）

③ 会社概要書（様式第３号）

④ 企画提案書（任意様式）

⑤ 業務実績調書（過去３年間）（様式第４号）

⑥ 本業務に係る実施体制（様式第５号）

⑦ 登記事項証明書 （原本、３カ月以内に発行されたもの）

⑧ 納税証明書（原本、３カ月以内に発行されたもの）
直近１年の国税、地方税に未納がないことの証明書

⑨ プライバシーマークの取得が分かる書類の写し

（２）提出方法：持参又は郵送（配達証明に限る）

（３）提 出 先：〒861-2402　熊本県阿蘇郡西原村大字小森３２５９
西原村役場 総合政策課 企画振興係（℡：０９６－２７９－３１１２）

（４）提出期限：令和８年１１月２７日（金）１７時必着
※郵送の場合も期限内の必着に限る。

（５）その他

① 一度提出のあった書類については、追加、差替え及び再提出は原則として認めない。

② 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。

③ 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。

④ 村は、提案書の審査及び説明のため写しを作成、使用することがある。

⑤ 提出された提案書は、西原村情報公開条例（平成１５年３月１９日条例第 15 号）に基づき公開することがある。

７．審査方法および評価項目

審査は、提出書類の内容及びプレゼンテーションについて、村が設置した審査委員会の各委員が評価基準に基づき評価採点を行い、その合計点が最も高いものを選定し、受託候補者（1 者）とする。ただし、受託候補者の合計点が低い場合や村が求める提案となっていないと認められるときは、契約しない場合がある。なお、参加申込者が１者の場合にも、上記選定方法により受託候補者を選定する。

【プレゼンテーション】

① プレゼンテーションは、１事業者あたり５０分程度（プレゼンテーション３０分以内、質疑応答１０分以内、準備撤収１０分以内）とする。審査会場への入場は１事業者あたり３名までとし業務の主担当者がプレゼンテーションを行うこと。

② 追加資料の配布は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用い、プロジェクタ投影による説明は可能とする。ただし、プロジェクタの使用を希望する場合は、事前に村担当者と協議すること。

③ 審査結果については、当該審査を行った全事業者に対し、書面にて通知する。なお、審査結果についての異議の申し立て等は一切受け付けない。

８．選定結果

選考結果は、候補者の選定後にプレゼンテーションに参加したすべての企画提案者に通知する。

また、選定結果通知を発送した日の翌日以降に、次の項目を村のホームページに公表する。なお、審査結果に関する質問は一切受付けない。

（１） 所管課及び業務名

（２） 企画提案者数

（３） 候補者の名称及び総合点

９．受託候補者となる事業者との事前協議等

上記７において受託候補者に決定した事業者は、村と企画提案書をもとに契約締結のための仕様確認等の協議を行い、内容について合意の上、改めて見積書を提出するものとする。なお、見積額は原則として提案書の提案価格の範囲内とする。

１０．失格事項

以下のいずれかに該当する場合は、無効又は失格となることがある。

（１）関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。

（２）関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

（３）関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。

（４）申請書に虚偽の内容が記載されているとき。

（５）その他、審査会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。

１１．問い合わせ・書類提出先

〒861-2402 熊本県阿蘇郡西原村大字小森３２５９

西原村役場　総合政策課　企画振興係

電話：０９６－２７９－３１１２（直通）

FAX：０９６－２７９－３５０６

メール：nishi-sougou@vill.nishihara.kuamamoto.jp